

障害者福祉資金貸付条件一覧

貸付限度額

資金種類		貸付限度額	
福祉資金	福祉費	580万円以内(以下のとおり資金目的に応じた貸付上限額の目安があります)	
		【資金の目的】	【貸付上限額の目安】
		【資金の目的】	【貸付上限額の目安】
		(1) 生業を営むための経費	460 万円
		(2) 技能習得 (技能習得期間6ヶ月程度の場合)	130 万円
		(3) 住宅の増改築等	250 万円
		(4) 福祉用具等の購入	170 万円
		(5) 障害者用自動車の購入	250 万円
		(6) 中国残留邦人等の国民年金の追納	513.6 万円
		(7) 負傷又は疾病等の療養 (療養期間1年以内の場合)	170 万円
		(8) 介護・障害者サービス等の受給 (受給期間1年以内の場合)	170 万円
		(9) 災害の復旧	150 万円
		(10) 冠婚葬祭	50 万円
		(11) 住居の移転等	50 万円
		(12) 就職・技能習得等の支度	50 万円
		(13) その他一時的に必要な経費	50 万円
	緊急小口資金	10万円以内	

貸付条件

資金種類		連帯保証人	貸付利率
福祉資金	福祉費	原則必要 ※但し、確保できない場合も貸付可能 ※技能習得費は、生計中心者又は当該借受人が連帯借受人となった場合は不要	連帯保証人有り⇒無利子
	緊急小口資金	不要	連帯保証人無し⇒年1.5%
	緊急小口資金	不要	無利子

返済(償還)条件

資金種類		据置期間	返済(償還)期限	延滞利息
福祉資金	福祉費	最終貸付日から 6月以内	3年～20年以内 (資金目的別に設定)	返済(償還)期限経過後、 延滞元金につき 年3.0% ※免除要件あり
	緊急小口資金	貸付け日から 2月以内	据置期間経過後 8月以内	

【相談窓口】 ◆ 担当地域の民生委員 ◆ 社会福祉協議会